

# 公 告

契約担当官  
陸上自衛隊富士学校  
会計課長 北川 陶子

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6KS710E00500		6KS81A50015 0001				FS-Z210012	
品名 または 件名							
3 1 3 号本部庁舎ほか蒸気型吸収式冷凍機保守点検							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
富士駐屯地				管理部営繕課 熊谷技官			
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
2 3 7 4				令和8年4月1日（水）～令和8年11月30日（月）			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
 ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

入札心得等については、富士学校ホームページ及び会計課契約班に掲示する。

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：  
 入札日時場所：令和8年2月27日（金）10時30分 本部庁舎B1F入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

- (1) 公告別紙第1号「総額契約注意事項」による。
- (2) 競争参加地域「関東・甲信越」又は「東海・北陸」の者であること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けているものの下請負は認めない。
- (4) 仕様書を受領する場合等、入札に関する問い合わせで直接、会計課に來訪する場合は、その際に参加資格書の写しを提出又は提示すること。
- (5) 入札の心得を遵守するとともに、暴力団排除に関する誓約を行うこと。
- (6) 再度入札は1回までとする。  
 ただし、郵送等により参加者が入札に立ち会っていない場合の再度入札は、  
 令和8年 3月 5日（木） 15：30 から実施する。

(入札に関する問い合わせ)

静岡県駿東郡小山町須走481-27  
 陸上自衛隊富士学校総務部会計課契約班 契約係 小久保  
 TEL 0550-75-2311 (2233)  
 FAX 0550-75-2445

(公告掲載場所)

陸上自衛隊富士学校総務部会計課掲示板  
 陸上自衛隊富士学校ホームページ  
 (<http://www.mod.go.jp/gsdf/fsh/fin/keiyaku.htm>)

(メールアドレス)

cont\_fin-adm-fsh@inet.gsdf.mod.go.jp

## 総額契約注意事項

公告本文によるほか、次のとおり入札を実施する。

### 1 参加資格

公告本文に示すほか、次の各号による。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者
- (2) 契約担当官から指名停止の処置を受けている期間中でない者
- (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除する要請がない者で入札心得の内容を誓約している旨、入札書に記載する者

### 2 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (2) 電話、電報又はFAXによる入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札
- (4) 入札者の記名押印がない又は印影が判別しがたい入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

### 3 契約書の要否

契約金額が250万円を超える場合は契約書を、100万円以上250万円以下の場合は請書を作成する。但し、官側が特に示す場合又は契約者の申し出により、契約書等を作成する。

本入札にあたり、契約書を作成する場合に使用する条項については、駐屯地用標準契約書に示す条項のうち下記のとおりとする。

- (1) 役務請負契約条項
- (2) 談合等の不正行為に関する特約条項
- (3) 暴力団排除に関する特約条項

### 4 入札方法

郵便・信書便入札は認めるが、電子入札は認めない。

### 5 落札決定方法

総額による。予定価格の制限の範囲内における最低金額で応札したものを落札者とする。ただし、落札者となるべき最低応札者が2人以上ある場合はくじにより決定する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 その他

- (1) 応札前までに、令和07・08・09年度防衛省競争資格（全省庁統一資格）決定通知書（写し）の提出をされたい。また以前の入札等で既に提出している場合は、その旨を申し出られたい。
- (2) 仕様書は富士学校会計課で配付する。受領の際、令和07・08・09年度防衛省競争資格（全省庁統一資格）決定通知書（写し）の提示をされたい。
- (3) 応札前までに、入札に参加するものが代理人の場合、委任状を提出されたい。
- (4) 郵便・信書便で入札する場合は、入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継目に捺印し、封筒の表に契約件名、入札執行日時及び入札書在中と朱書きして、入札日前日（土日祝日を除く。）17時まで必着させ、その旨を通知すること。

# 入札書 E22(令和8年度)

契約担当官  
陸上自衛隊富士学校  
会計課長 北川 陶子 殿

¥ \_\_\_\_\_ (税抜)

内 訳

件名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
313号本部庁舎ほか蒸気型 吸収式冷凍機保守点検	仕様書のとおり	ST	1			

総額 (含梱包運賃税) 消費税は別途  
履行期間 仕様書のとおり  
履行場所 仕様書のとおり

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ入札見積もり致します。

また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約致します。

令和8年2月27日

住所  
会社名  
代表者名

市場価格調査書(2月20日までに提出してください)  
詳細な内訳書の提出をお願いします。

E22

特に労務費と材料費は別々をお願いします

(消費税及び地方税を含まない)

品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
313号本部庁舎ほか蒸気型吸収式冷凍機保守点検	仕様書のとおり	ST	1			

契約担当官

陸上自衛隊富士学校

会計課長 北川 陶子 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

調達要求番号： 5KS81A50015

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
		FS-Z210012
空調設備保守点検	作成	令和5年4月1日
	変更	令和6年4月19日
	作成部隊等名	富士学校管理部

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊富士駐屯地において実施する空調設備保守点検について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の1.2及びGLT-CG-Z500002の1.2及び建築保全業務共通仕様書 最新版による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

建築保全業務共通仕様書 令和5年度版

## 2 保守点検に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

本修理は、本仕様書によるほか陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書GLT-CG-Z000001及び陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書GLT-CG-Z500002に基づくほか次の標準仕様書等（以下「仕様書等」という。）に基づき実施するものとする。また、仕様書等に記載なき事項で、メーカー仕様による事項は、それに従うものとする。

a) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」

b) 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修「建築保全業務報告作成の手引き（最新版）」

### 2.2 点検、整備等の種類

点検、整備等の種類については、調達要領指定書により指定する。

### 2.3 点検、整備品

点検、整備品の機種名、建物番号等は、調達要領指定書により指定する。

### 2.4 点検項目、内容、周期

点検項目、内容、周期については、調達要領指定書により指定する。

### 2.5 場所

静岡県駿東郡小山町481-27 陸上自衛隊富士学校内

### 2.6 実施予定日等

実施予定日等については、調達要領指定書によって指定する。

### 3 監督・検査

- a) 請負業者は、作業を実施するに当たり、官側の指示に従うものとする。
- b) 役務が完了した場合は、役務完了届を提出し、検査官の検査を受ける。

### 4 秘密保全

請負業者は、GLT-CG-Z500002の箇条6による秘密保全等の取扱いに万全の注意を払わなければならない。

### 5 その他の指示

#### 5.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する。

#### 5.2 仮設電力及び消耗品等

本役務において使用する電気水道等、工具、清掃道具、消耗品等は、請負業者が準備すること。

#### 5.3 仕様書等に関する疑義

請負業者は、図面・仕様書との内容に相違がある場合や、明示のない場合、又は、疑いを生じた場合は、監督官と協議するものとする。

#### 5.4 その他

- a) 振動発生作業など施設機能に影響を与える作業を実施する場合は、事前に監督官と十分に協議し実施すること。
- b) 一日の作業終了後は、工具及び材料等の整理整頓及び実施場所の清掃を実施すると共に当該作業で発生した廃材等の発生材料は、官側と調整し、金属類は官側に調書と共に引継ぐこと。
- c) 請負業者は、現場監督者を指名し、関係法令に従って工程管理及び役務に従事する者の技術上の指導監督を行うと共に火災、盗難、その他災害の防止に十分な注意を払う。又、役務実施場所においては、常に整理整頓に心がけ、危険箇所の点検を行う等事故防止に努め、官側の指定した場所以外に立ち入らないこと。
- d) 請負業者は、施設及び物品に損傷を与えないように必要な養生を施すものとする。やむを得ず施設及び物品に損傷を与えた場合はすみやかに官側に報告するとともにこの責任で現状に復旧する。この場合における復旧費用並びにその被害による損害補償は契約相手方の負担において行う。
- e) 安全管理について万全を期するものとする。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	5KS81A50015
	調達要求年月日	令和 8年 1月28日
	作成部課	富士学校管理部 営繕課
	作成年月日	令和 8年 1月28日
品名	313号本部庁舎ほか蒸気型吸収式冷凍機保守点検	
仕様書番号	FS-Z210012	

指定事項

2.2 点検、整備等の種類

313号建物ほか蒸気型吸収式冷凍機保守点検 1ST

2.3 点検、整備品

建物番号	種類	規格	数量	冷凍能力
313号本部 庁舎	吸収式冷凍機	三洋 BW-240E1S	1台	770KW
	冷却塔	三菱 HT-250MEAW-R	1台	1570KW
314号学生 教場	吸収式冷凍機	三洋 AW-150E1S	1台	770KW
	冷却塔	空研 SKB-130GR	1台	830KW
191号病棟	ガスヒートポンプエアコン	パナソニック U-GFH450U1D	3台	45KW
		パナソニック U-GFH560U1D	1台	56KW
		パナソニック U-GH224U1D	7台	22.4KW
		パナソニック U-GH280U1D	3台	28KW
		パナソニック U-GH450U1D	4台	45KW
		パナソニック U-GH710U1D	1台	71KW

2.4 点検項目、内容、周期

a) 吸収式冷凍機

点検項目	点検内容	周期
1 基礎・固定部	① き裂、沈下等の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。	IN、OFF IN、OFF
2 外観状況 (1) 本体 (2) 保温材・保冷材	腐食、変形、破損等の有無を点検する。 損傷及び脱落の有無を点検する。	IN、OFF IN、OFF
3 付属品 温度計・圧力計	① 正常値を指示していることを点検する。 ② 取付け部等の漏れの有無を点検する。 ③ 汚れ及び損傷の有無を点検する。	IN、OFF IN、OFF IN、OFF
4 気密確認	機内圧力が規定値以内であることを点検する。	IN
5 電気系統 (1) 操作回路・電動機回路（密閉ポンプ、抽気ポンプ） (2) 端子 (3) タイマー (4) サーマルリレー (5) 電極棒	絶縁抵抗を測定し、その良否を点検する。 ※30V未満の回路は除く。 緩み、変色及び破損の有無を点検する。 起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値で作動することを点検する。 キャンドポンプ及び抽気ポンプ用サーマルリレーの規定値を点検する。 電極棒の機能を点検する。	IN、OFF IN、OFF IN IN IN

点検項目	点検内容	周期
(6) 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無を点検する。	IN
(7) 接地	① 断線及び緩みの有無を点検する。 ② 接地抵抗を測定し、その良否を点検する。	IN IN
6 保安装置		
(1) 作動試験	リレー及び保護装置が規定値で作動することを点検する。 ※実作動が困難な場合は類似回路とすることができる。	IN
(2) インターロック	作動の良否を点検する。	IN
7 蒸気圧力調整弁	① リンク装置の緩みの有無を点検する。 ② 実作動及び類似回路により作動させ、その良否を点検する。	IN IN
8 冷水及び冷却水系統	① 弁の開閉の良否を点検する。 ② 冷水及び冷却水系統の各水室部に水漏れのないことを点検する。	IN IN
9 運転調整		
(1) 音・振動	異常のないことを点検する。	IN
(2) 電圧・電流	① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることを点検する。 ② 運転電流が規定値以下にあることを点検する。	IN IN
(3) 電動機	電動機の回転方向が正しいことを点検する。	IN
(4) 自動制御	蒸気調整弁が設定温度で段階的に作動することを点検する。	IN
(5) 熱源	① 供給蒸気の1次圧力が規定の許容範囲内にあることを点検する。 ② 非通電時に、蒸気制御弁にリークがないことを点検する。	IN IN
(6) 熱交換器	① 冷水及び冷却水の入口温度及び出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内にあることを点検する。 ② 不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無を点検する。	IN IN
10 真空気密		
(1) 抽気ポンプ	① 起動時に固着及び異常音がなく、抽気能力に異常のないことを点検する。 ② ベルトの張りの良否及び油面の適否を点検する。	IN、OFF IN、OFF
(2) 抽気系統	抽気用弁を手動で全開にし、真空計の変化から開通していることを点検する。	IN、OFF
(3) パラジウムセルユニット	パラジウムセル部の燃損及び劣化度を点検する。	IN、OFF
(4) リーク試験	抽気ポンプで機内に不凝縮ガスのないことを点検する。	IN、OFF
(5) 真空引き	抽気ポンプを用いて機内を所定の圧力まで抽気する。	IN

点検項目	点検内容	周期
11 冷媒及び吸収剤	① 攪拌した溶液を適量採取し、腐食防止剤濃度及びアルカリ度が規定の許容範囲内にあることを点検する。	IN
	② 溶液に汚れのないことを点検する。	IN
12 熱交換器	① 伝熱管のスケール付着の有無を点検する。	OFF
	② 伝熱管の腐食の有無を点検する。	OFF
	③ 水室の汚れ及び腐食の有無を点検する。	IN
13 保存		
(1) 冷却及び冷却水系等	満水又は乾燥のうえ保存する。満水保存の場合は、さび止め剤を規定の濃度まで注入する。	OFF
(2) 溶液希釈	冷媒液はすべて溶液に混入させ、希釈されていることを点検する。	OFF

b) 冷却塔

点検項目	点検内容	周期
1 基礎・固定部	① き裂、沈下等の有無を点検する。	IN
	② 基礎ボルトの緩み及び劣化の有無を点検する。	IN
	③ 防振装置の損傷等の有無を点検する。	IN
	④ 防振ストッパーの緩み及び劣化の有無を点検する。	IN
2 外観の状況		
(1) 本体	損傷、変形及び汚れの有無を点検する。	IN、OFF
(2) 散水装置	① 損傷、変形、さびの汚れの有無を点検する。	IN、OFF
	② 散水穴の目詰まりの有無を点検する。	IN、OFF
	③ 散水管の回転が円滑であることを点検する。	IN、OFF
(3) エリミネーター	損傷、変形及び汚れの有無を点検する。	IN、OFF
(4) ルーバー	損傷、変形及び汚れの有無を点検する。	IN、OFF
(5) 充填材	① スケール等の付着の有無を点検する。	IN、OFF
	② 目詰まりの有無を点検する。	IN、OFF
	③ 座屈、変形等の有無を点検する。	IN、OFF
(6) 架台	① 損傷、変形の有無を点検する。	IN、OFF
	② 固定金具の劣化及び組立てボルトの緩みの有無を点検する。	IN、OFF
(7) 梯子・点検扉	損傷、変形、腐食等の有無を点検する。	IN、OFF
3 水槽		
(1) 本体	① 内外面の損傷、変形及び汚れの有無を点検する。	IN、OFF
	② 水漏れの有無を点検する。	IN、OFF
	③ 水位が規定の位置にあることを点検する。	IN
(2) 給水装置	ボールタップ等が確実に作動することを点検する。	IN、OFF
(3) ストレーナー	目詰まり、損傷等の有無を点検する。	IN、OFF
(4) フレキシブルジョイント	接続部の緩み、腐食等の有無を点検する。	IN、OFF

点検項目	点検内容	周期
4 送風機		
(1) 羽根車	① 損傷、腐食、汚れ等の有無を点検する。	IN、OFF
	② 回転に支障のないことを点検する。	IN、OFF
(2) ファンケーシング	損傷、腐食等の有無を点検する。	IN、OFF
(3) 軸受	① 軸が円滑に回転することを点検する。	IN、OFF
	② 油量の適否を点検する。	IN
(4) 電動機	① 損傷、腐食等の有無を点検する。	IN
	② 円滑に回転することを点検する。	IN、OFF
	③ 絶縁抵抗値を測定し、その良否を点検する。	IN
(5) ベルト	① 張り具合の適否を点検する。	IN、OFF
	② 損傷及び摩擦の有無を点検する。	IN、OFF
5 運転調整	① 電動機の回転方向が正しいことを点検する。	IN
	② 異常音及び異常振動のないことを点検する。	IN
	③ 電源電圧の移動が規定値内にあることを点検する。	IN
	④ 運転電流が定格値以下にあることを点検する。	IN
	⑤ 散水管の回転数が許容範囲内にあることを点検する。	IN
	⑥ 散水が均一に分散していることを点検する。	IN
	⑦ 水槽の水位が運転前及び運転状態が適正であることを点検する。	IN
6 シーズンオフ時の保存	器内の水を確実に抜いたうえ保存する。	OFF

c) ガスヒートポンプエアコン

点検項目	点検内容	周期
1 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の異常の有無を点検する。	IN
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。	IN
	③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検する。	IN
2 外観の状況	① 腐食、変形、破損等の有無を点検する。	IN
	② 機器及び機器周辺の油のにじみの有無を点検する。	IN
3 電気系統		
(1) 動力回路	動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	IN
(2) 端子	緩み及び変色の有無を点検する。	IN
(3) 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形を有無を確認する。	IN
(4) クランクケースヒータ	通電、発熱状態の異常がないことを点検する。	IN
4 送風機		
(1) Vベルト	緩み、亀裂、摩耗等の有無を点検する。	IN
(2) 軸受	異常音、異常振動等の有無を点検する。	IN
(3) 羽根車	汚れ、損傷等の有無を点検する。	IN
5 冷媒系統	① ガス漏れの有無を点検する。	IN
	② 配管の損傷等の有無を点検する。	IN
	③ 四方弁動作の良否を点検する。	IN

点検項目	点検内容	周期
6 空気熱交換器	汚れ、損傷等の有無を点検する。	IN
7 保安装置		
(1) 圧力開閉器	作動の良否を確認する。	IN
(2) 安全弁	ガス漏れ、変形等の有無を確認する。	IN
(3) 過熱防止器	作動の良否を確認する。	IN
(4) 圧力計	指示値が正常であることを確認する。	IN
8 自動制御機器	温度調節器、湿度調節器、タイマー制御、圧力制御及び容量制御が設定値で作動することを確認する。	IN
9 運転調整		
(1) 音・振動	異常がないことを確認する。	IN
(2) 電源電圧	① 供給電源電圧に異常がないことを確認する。	IN
	② 運転時における電圧変動が規定値内にあることを確認する。	IN
(3) 運転電流	主電流及び圧縮機電流が定格以下にあることを確認する。	IN
(4) 空気熱交換状況	吸込空気と吹出空気の温度差が適正で空気熱交換状況が正常であることを確認する。	IN

d) 共通

1 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
2 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
3 ボルト、ねじ当て緩みがある場合の増締め
4 次に示す消耗部品の交換又は補充
① 潤滑油、グリス、充填油等
② ランプ類、ヒューズ類
③ パッキン、ガスケット、Oリング類
④ 精製水
5 接触部分、回転部分等への注油
6 軽微な損傷がある部分の補修
7 塗装 (タッチペイント)

2.5 場所

313号本部庁舎、314号学生教場、191号富士病院  
細部は別図による。

2.6 実施予定日等

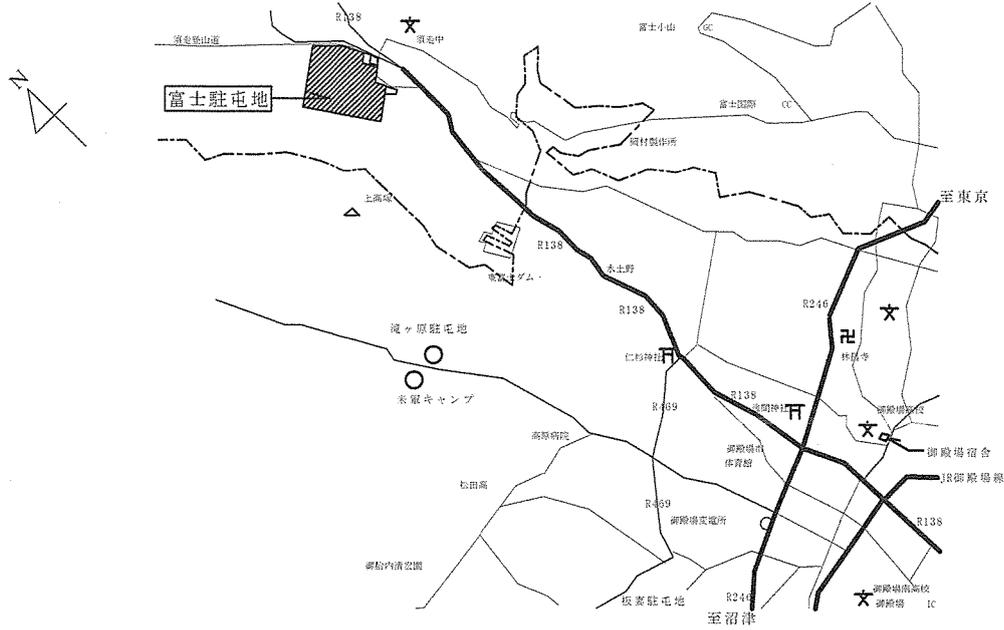
実施予定日等は下記を基準とし、細部は監督官との調整による。

- a) IN点検 契約日 ~ 令和8年5月29日(金)
- b) OFF点検 監督官との協議により規定する日~令和8年10月30日(金)
- c) IN点検報告期限 令和8年6月30日(火)
- d) OFF点検報告期限 令和8年11月30日(月)
- e) 本工期は、作業期間中の土曜日、日曜日及び祝日を作業不能日として見込んでいる。
- f) 本点検の作業時間は、(8時30分)~(17時00分)とする。  
ただし、これを越える時間については、監督官と協議するものとする。

4 提出書類

- a) 契約締結後、監督官と協議して作業工程表を作成し、監督官に提出する。
- b) 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修の建築保全業務報告作成の手引き(最新版)に基づき点検結果報告書を提出すること。
- c) 本役務において作業点検前、点検中、点検後その他監督官の指示する箇所を撮影し、A-4紙に整理して提出すること。
- d) 不良箇所が判明した場合は、監督官へ報告するとともに、見積書を作成して提出すること。
- e) その他提出書類については監督官の指示に従い提出するものとする。

2.5 場所別図



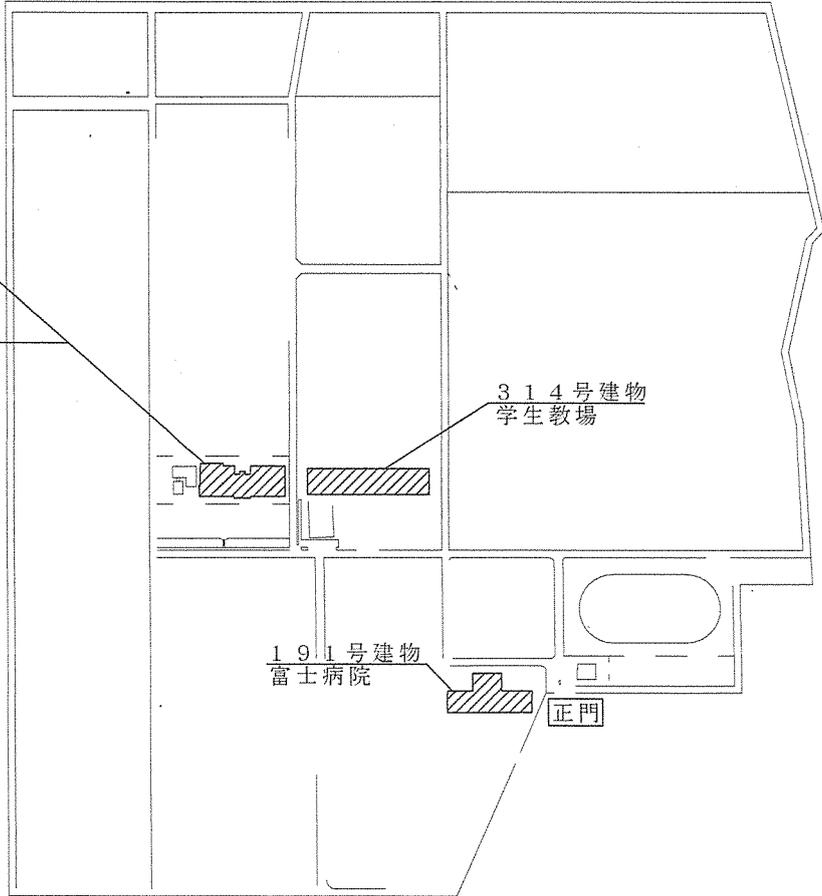
案内図 S = 1 : X

313号建物  
本部庁舎  
1F営繕課事務室

314号建物  
学生教場

191号建物  
富士病院

正門



配置図 S = 1 : X